

国内における外国人犯罪と法的課題

— 多文化共生社会実現に向けた意識調査からの考察 —

大 重 史 朗

- 【1】 はじめに
- 【2】 問題の所在
- 【3】 大学生・専門学校生に対する「移民受け入れ」に対する意識調査結果
- 【4】 新聞調査にみる中高年層と若者意識の比較
- 【5】 国内における外国人犯罪
- 【6】 多文化共生社会を構築した先進事例
- 【7】 今後の課題

【1】 はじめに

現在、国内の外国人住民は、リーマンショック直後には減少傾向にあったものの、200万人台を維持している。移民政策をめぐる研究においては、中国や韓国・朝鮮系住民を「オールド・カマー」として位置づける一方、1990年代以降、当時の入管法改正による日系外国人を対象とした規制緩和に伴い、製造業を中心とした地域に家族とともに移住している南米系日系外国人を「ニュー・カマー」と分類し、その教育環境や防災対策などの分野を中心に調査研究するものが少なくない。とくに「ニュー・カマー」については、とくに中央省庁や地方自治体において、「生活者」としての視点から多文化社会の構築について共生施策を打ち出している。しかし、昨

今の国内の状況から、必ずしも外国人を「オールド」と「ニュー」の2通りで説明できるほど単純ではなく、あらゆる国や地域の人々が日本国内に移り住み、さまざまな家庭環境の中で「生活者」としての営みを続けている。

政府の多文化共生施策をみると、少子化対策や障がい者施策、高齢社会対策や犯罪被害者対策などと並ぶ形で、日系定住外国人施策が行われているのが現状である¹⁾。

そうした動きとは別に、政府・与党の中には、今後の国内人口が現状以上に減少する予測を受けて、「移民」という言葉は必ずしも用いないものの、外国人労働者の労働力なくしては日本の産業や雇用が維持できないという前提から、事実上の「移民」受け入れに向けて、議論が進んでいる。

一方、若者の生活実態の中では、外国人、あるいは「外国にルーツをもつ」人々とともに生活する意識や生活形態が当然のこととして生まれている。今後、地方の人口減少が深刻化し、メディアでは「消滅都市」も出現することが取りざたされる中、大学生世代は外国人労働者や事実上の「移民」に対してどのような意識をもっているのだろうか。そして、外国人犯罪の現実をふまえ、法治国家としてあるべき姿を考えることはできないのだろうか。今こそ課題解決に向けた動きが求められているのではないだろうか。

【2】問題の所在

わが国の古代において、日本に朝鮮半島を通じて渡来した現在の中国や韓国・朝鮮の人々とその子孫について、多文化共生の研究者の中にはこれまで、「オールド・カマー」と名づけて研究活動が盛んに行われてきている。それに対して、1989年から1990年にかけて改正・施行された入管法により、入国要件が緩和された日系ブラジル人や日系ペルー人など、かつて南米地域を中心に日本から移民していった日本人移民に直結する人々を

「ニュー・カマー」と呼んで研究が進められてきた。

しかし、昨今では中国や韓国のほか、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ネパール、ペルー、タイなどさまざまな国から外国人住民が移り住んでいる。2015年末現在の在留外国人は223万2189人で、前年末に比べ、11万358人（5.2%）増加している⁽²⁾。また、外国人住民は2012年の203万3656人から年々増加傾向にある⁽³⁾。

例えば、数多くの外国人住民を抱え、多文化都市として挙げられる東京都新宿区の外国人住民の数は、2016年12月1日現在で、4万1577人いる。内訳は①中国がトップで1万5258人、②韓国・朝鮮が1万265人で圧倒的に多い。しかし、3位以下をみると、③ベトナム（3587人）、④ネパール（3407人）、⑤ミャンマー（1912人）、⑥米国（1040人）、⑦フランス（837人）、⑧フィリピン（749人）、⑨タイ（729人）、⑩英国（365人）と続いている。また、11位以下をみても、⑪インド（243人）、⑫スリランカ（238人）、⑬バングラデシュ（217人）、⑭インドネシア（213人）、⑮カナダ（204人）と多彩である⁽⁴⁾。

このようなことから、現在、多文化共生の領域では、外国人住民について、「オールド・カマー」と「ニュー・カマー」と2分して考察を進めることは、現実には即していない状態に移っていると言える。ちなみに、東京都全体では外国人住民は、2015年10月現在で約44万人おり、東日本大震災以後、一時的に減ったものの2014年以降、増加に転じており、日本全体の総人口のうち3.32%に相当し、全国一位になっている。次いで、愛知、三重、大阪、群馬、岐阜、京都、静岡、神奈川、千葉の順となっている⁽⁵⁾。

そのほか、単に日本人か外国人かというような概念で2分できない状況もある。つまり、例えば、高校生や専門学校、大学生世代の中には、両親のうち、片方の親が南米地域などから日本に移り住んだ日本人または日系人で、日本語会話が出来る一方、もう片方の親は全くの日本語が話せない全くの外国人であるケースが見受けられる。しかも、その子どもは日本で出生しており、日本で義務教育を受けており、日本語は十分話せるもの

の、親の母国語であるポルトガル語やスペイン語は全く話せないというケースも見受けられる。【1】で述べた「外国にルーツをもつ」人々という分類はそういった親子のケースを指すものであり、単に日本人か外国人か、あるいは、「オールド・カマー」か「ニュー・カマー」か、などと分類できないこれまでにはみられなかった類型が現存しているのである。こうした現状に対して、どのような社会的な現象と人々の意識の変化がみられるのか、まず、考察したい。

【3】 大学生・専門学校生に対する 「移民受け入れ」に対する意識調査結果

§1、本学学生に対する意識調査

日本国内においては少子高齢化・人口減少時代を迎え、外国人労働者の力を借りている現状があり、日本政府は「移民」という言葉は用いないものの、労働力確保の一貫として、外国人労働者の受け入れ推進を念頭に話し合いが進められている。こうした現象について、大学生世代の若者は事実上の「移民受け入れ」についてどのような意見をもっているのか。

2015年に朝日・読売の両新聞社が実施した世論調査の項目などを参考にしながら、独自に作成した質問を用意し、大学生と専門学校生に対する意識調査を行った。大学生に対する調査は70人が対象で、年齢は18歳から25歳。大学1、2年生の18、19歳が大半を占めていた（ただし、62人が男子学生であった）⁽⁶⁾。

これまでの生活の中で外国人、または「外国にルーツをもつ人たち」の友人がいたかについては、6割近くが経験をもっていた。ただし、移民を受け入れると「日本人の仕事が奪われる」という意見に「ある程度そう思う」（39%）、「あまりそう思わない」（38%）と僅差で賛否両論あるほか、移民を受け入れると「（日本国内の）治安が悪くなる」という問いに「ある程度そう思う」と答えた学生が57%とトップだった。

一方、移民を受け入れると「労働力（不足）が解消される」という問いには67%が「ある程度そう思う」と答え、「大いにそう思う」（8%）を加えると7割以上が肯定的に考えていることがわかった。また、文化交流が進むことへの期待については、8割以上が肯定的に答えたほか、今後、政府が移民政策をとることについては、6割が「ある程度賛成」と答え、「大いに賛成」（13%）と合わせると7割以上が移民法を作り移民政策をとることに前向きであることがわかった。

§2、専門学校生に対する意識調査

さらに、同時期において、都内の専門学校生111人に同じ質問のアンケートを実施した。男女比55人と53人（一部、性別について未回答者あり）とほぼ半数ずつだった。とくに語学教育に力を入れている専門学校であり、学生たちは比較的、国際交流や多文化共生を推進することに対し、前述の大学生よりも興味をもっているのではないかとの仮説をたて、アンケートを実施した。

これまでの生活の中で外国人、または外国にルーツをもつ人たちの友人がいたかについては、9割近くが経験をもっていた。ただし、移民を受け入れると「日本人の仕事が奪われる」という意見に「ある程度そう思う」（51%）、「あまりそう思わない」（34%）という差が生じ、圧倒的に外国人らが日本に滞在することで、自分たちの仕事を奪われるのではないかとということに不安を感じていた。移民を受け入れると「（日本国内の）治安が悪くなる」という問いに「ある程度そう思う」と答えた学生が62%とトップであり、前述の大学生とほぼ同じ割合であった。

一方、移民を受け入れると「労働力（不足）が解消される」という問いには72%が「ある程度そう思う」と答え、「大いにそう思う」（10%）を加えると8割以上が肯定的に考えていることがわかった。また、文化交流が進むことへの期待は前述した大学生の8割以上が肯定的に答えたのに対し、44%程度であった。また、今後、政府が移民政策をとることについて

は、「ある程度賛成」(58%)と答え、「大いに賛成」(15%)と合わせると8割以上が移民法を作り移民政策をとることに前向きであることがわかった。

前述した大学生の調査結果と比較してみると、調査協力を得た専門学校生については、日ごろから米英を中心とした外国人の語学教員や外国人、あるいは「外国にルーツをもつ」クラスメートと過ごす時間が長いことから、日本国内における移民政策へは賛成論が多いものの、「日本人の仕事が奪われる」とか「治安が悪くなる」といった回答も少なくなく、日本が今後、法律を整備し、移民政策を採用することに賛成を示しつつも、雇用面や犯罪対策面において不安意識を抱いていることは、大学生とほぼ同じ見方をしていることがわかった。

【4】 新聞調査にみる中高年層と若者意識の比較

国内においては、少子高齢化が年々進み、4人に1人が高齢者という時代が進んでいる。少子高齢化が進むと、人口減少も進み、労働力不足が一層進むことが予測され、とくに都市部と地方の格差が広がり、地方都市衰退の危機が迫っている。労働力確保の点から移民政策の是非が問われることが多い点などをとらえ、朝日新聞社が2015年3月から4月にかけて、日本とドイツで実施した世論調査を公表した。調査によると、永住を希望して日本にやってくる外国人を移民として受け入れることについて「賛成」が51%で、「反対」の34%より多かったという結果が出た。これは2010年5月に同様の調査を行った際は、「賛成」が26%、「反対」が65%と反対派が多かったことからすると、逆転現象と受け取れる⁽⁷⁾。

調査は3000人が対象で、有効回答率は67%の2016人。2010年の調査時点では「将来、少子化が続いて人口が減り、経済の規模を維持できなくなった場合、外国からの移民を幅広く受け入れることに賛成ですか。反対ですか」というように2015年の調査とは若干、質問の文言が違っているが、お

およそ同様の質問として比較ができると考える。

一方、読売新聞が2015年7月から8月にかけて行った世論調査で、日本に定住を希望する外国人を移民として受け入れることについて「賛成」は38%、「反対」が61%と朝日調査とは逆の結果が出た⁽⁸⁾。

調査は3000人が対象で、有効回答率は66%の2038人。20代では「賛成」が50%、「反対」が49%と拮抗しているが、他の年代では「反対」が58%から65%だった。

2種類の調査は正反対の結果を表しているが、これはまだ、日本人が自分の地元や職場における外国人受け入れについて知識と実感が伴わず、国民の意思が一定の方向に動き出していないものと思われる。とくに世代が高齢層になればなるほど、自分の身の回りに外国人が少ない生活をしていることが、外国人とともに生活する実感の希薄さに結びついていると見られる。一方、読売の調査をみると、20代が「賛成」「反対」がほぼ半数ずつと拮抗していることは、若い世代ほどクラスメートに外国人の児童や生徒、あるいは学生がいて共に生活するスタイルがごく当然になってきていることがうかがえる。

確かに、新聞の調査においても、反対派の中には移民を受け入れると「(日本人の) 仕事が奪われる」とか「治安が悪くなる」という意見がある。前述した、2015年における朝日調査では「仕事が奪われる」との考えについて「大いにそう思う」が7%、「ある程度そう思う」が36%だった。また、「治安が悪くなる」という意見については、「大いにそう思う」が22%、「ある程度そう思う」が54%と、移民受入れに賛成を示す人が半数を示しつつも、雇用や治安の面での不安が払拭しきれていない実態が明らかになった。

これらは【3】で紹介したような大学や専門学校に通う若者の意識調査結果とほぼ同じく、日本人の雇用や治安悪化についてある程度の不安は残るものの、基本的に「移民受け入れ」についての意識や考え方については、高齢者層から若者にいたるまで、同じ傾向がみられると判断できる。

しかし、現代の若者が子どものころからクラスメートとして日本以外の国や地域にルーツをもつ子どもたちと、ごく自然な形で生活をともにしている現状からみると、むしろ「移民受け入れ」については中高年世代よりもより親近感および親和性があるものと推察できる。

外国人の受け入れ、とくに「移民」受け入れ問題について、日本政府は消極的な姿勢をとり続けている。しかし、200万人余の外国人住民が国内に移り住み、外国につながりをもつ子どもたちが「生活者」として国内に中長期的に住んでいることと、前述したような意識調査結果を考慮にいれば、学習支援など一市民として不自由なく最低限の生活を送れるため、学力や語学力をつける教育施策を行うことは、「移民」受け入れ論以前の現実問題として喫緊の課題となっていることは否めない。そうした動きを阻んでいるのが、外国人住民が増えるに従い、治安悪化の懸念が払拭できずにいる心理面も含めた根強い意識ではないだろうか。「治安が悪くなる」という不安が各世代にみられるが、実際の外国人犯罪と法的な課題はどのように考えるべきだろうか。

【5】 国内における外国人犯罪

§1、外国人犯罪の統計と傾向

前項【2】および【3】において、外国人の労働者や住民が増えると「治安が悪くなる」といった考え方が若者から高齢者まで根付いていることがわかった。果たして外国人が増えることにより、実際は犯罪が増えていくのだろうか。

『平成25年版犯罪白書』が「グローバル化と刑事政策」という特集を掲載し、ほかの年度よりも外国人犯罪について詳しく触れているのでそれをもとに考察を進める⁹⁾。これによると2004年から2005年ごろにかけてピークを迎えたのを機に、来日外国人による犯罪は、新規入国者や在留者の増加に呼応することなく、減少を続けており、検挙だけでなく、刑事施設入

所段階でより明確にうかがえるとされている。

ちなみに外国人犯罪者の罪名については「窃盗」が最も多く、受刑者では覚せい剤などの薬物事犯も多く占める。また、我が国における犯罪全体の特徴と主要な部分は共通している。このことから同白書は「グローバル化の進展にもかかわらず、来日し、在留する外国人による犯罪情勢の悪化は招いていないと認められる」と結論づけていることは、注目できるのではないか。

視点を変えて、我が国の犯罪情勢における外国人犯罪者の位置づけをみると、一般刑法犯検挙人員に占める来日外国人比が、来日外国人の犯罪がピークに達した2004年から2005年以降もほぼ変わらず、2%程度を占めているとされる。

もちろん、同白書も指摘するように、外国人犯罪者の比重が大きく下がったわけではなく、刑事政策における対策の必要性が低減したというべき状況にあるわけではない。しかし、近年大きな比重を占める、居住資格を有する居住・定住型の外国人による犯罪に着目すると、その情勢はさほど深刻なものではないと指摘されている。つまりは居住資格の者による犯罪は最も多いのは「窃盗」であり、罪名・非行名の構成は「強盗」の割合がある程度高いのを除けば、おおむね日本人と類似の傾向にあることがわかる。これは外国人受刑者の薬物犯の内訳でも、居住資格の者では「使用・所持・譲渡等」の罪が6割で、密輸入や営利目的所持・譲渡等の罪といった悪質事犯が占める短期滞在や不法入国の者とは対照的とされている。

確かに、同白書も論じるように、世界の経済情勢を含む様々な状況の変化によって変動し得ると考えられることと、現状では「来日外国人」または「外国人」という類型以外の統計資料はほとんどなく、例えば、永住者による犯罪の実態はほとんど把握できていないことに課題が残ることは言うまでもない。しかも、居住資格のある外国人の犯罪が「窃盗」が多いことをもって犯罪も「軽微である」と結論づけるのも早急といえる。

しかし、一方で、居住・定住型の外国人の犯罪対策にあっては、再犯防

止および我が国社会への社会復帰の視点も重要となってくることを同白書自体が指摘していることは、本論の目的でもある、多文化共生社会の構築に向けて注目すべき点といえる。

§ 2、犯罪白書にみる外国人犯罪者等の社会復帰に向けた多文化共生策

前述した犯罪白書では、外国人犯罪の傾向として不法滞在者による犯罪が外国人犯罪の中で量的に相当の部分を含め、質的により深刻であることを指摘している⁽⁴⁰⁾。外国人受刑者の中で、新規入国時に留学及び研究の在留資格であった者に、犯行時に在留となった者が多く、不法残留に陥る留学や研修の者の中に、更なる犯罪リスクを抱える一群が存在することが示唆されている。もちろんこの統計は同白書も注意喚起するように、留学や研修目的で入国するものの中に、不法残留となり犯罪リスクが必ず高まるというものではないことは言うまでもないことである。

一方、こうした外国人犯罪者に対し、同白書が繰り返し論じているのが、社会の受け入れ態勢の充実である。少なくとも居住・定住型の者については、社会復帰を図る必要性は日本人と何ら変わりがなく、我が国への社会復帰を前提とした処遇や支援が求められることである。とくに就職の前提条件ともなり得る日本語能力、基礎学力、社会適応能力などの基本的スキルを身につけるための指導を実施し、就労にあたり、十分な意欲と能力を有する者についてはハローワークなどと連携した就労支援策が講じられるべきであるほか、関係省庁、地方自治体、地域社会の定住外国人に対する就労支援活動と連携することが必要となるだろう。

同白書で注目すべき点は、外国人犯罪者の教育程度の低さが強調されている点である。少年の保護観察対象者や外国人在院者、有前科等の入所受刑者、居住資格の外国人受刑者のいずれの教育程度をみても、日本人ではほとんどみられない、中学未修了であったり、我が国の義務教育レベルの教育を修了していなかったりする層が1割前後もいて、教育程度の低さが指摘されている。また、日本語能力についても日常会話程度であれば可能

な者の比率は高いが、日本で生まれていたり、低年齢で来日していても、日本語以外を日常の使用言語としていたりする者が少なからずいて、少年院で日本語教育を施しているために日本語能力の向上がみられるものの、高校以後に来日した者については、課題が残りやすいことが判明した⁽¹¹⁾。

さらに、外国人受刑者の中で、窃盗・強盗事犯の者は、居住資格の者でも日本語の会話では約半数に難があり、読み書きは約2割ができていないか、ほとんど出来ない者で、総じて日本語能力が低いことがわかっている。そこで同白書でも日本語や基礎学力向上のための学習支援活動等との連携を模索するべきであると論じている。さらには、日本人の刑務所出所者などに対し、自分自身による改善更正意欲と努力が必要である一方、地域社会の理解と受け入れが必要であることは、外国人犯罪者に対しても同様であると指摘していることは考察に値する⁽¹²⁾。

そして同白書では、外国人犯罪者の中には外国人集住都市に居住する者も相当数いると思われるが、彼らの身近にいて支える同国人コミュニティの構成員としてだけではなく、より広い文脈での地域社会に貢献し得る構成員として生活を送ることは、再犯防止を図る上でも望ましいとされる。そのために、本人の地域社会への参加意欲と共に、日本人住民による地域での取り組みが進む定住外国人との共生や多文化共生の取り組み等の推進が適切な役割を果たすことが期待される。

外国人が罪を犯す場合、日本人が国内で行うのと明らかに違うのは、被害者に対する共感の度合いが低いとされることである。犯行の手口も「手段を選ばない」といった傾向もみられるが⁽¹³⁾、これは外国人犯罪者が日本および日本人社会に溶け込んでいない側面もあるものと推察できる。また、外国人犯罪者の来日目的は男女共通して最も多いのは「金を儲ける」ため、男女とも半数に達している⁽¹⁴⁾。前述の白書の分析によると一時的な入国者あるいは定住外国人に多くみられる窃盗犯が増えていることと関連づけられるのではないだろうか。

同白書が外国人犯罪低減のため、地域における多文化共生への取り組み

の重要性について言及したのは注目できる点である。日本は法治国家であり、法律を遵守すべきことは外国人犯罪者として同じであることは言うまでもない。しかし、彼らを受け入れる日本人社会が多文化共生意識を強める必要があることは、犯罪白書そのものが指摘していることを注視すべきである。それでは、実際、多文化共生を推進するための取り組みとはどのようなものだろうか。

例えば、犯罪者の傾向として、日本語が理解できていない状況がみられることは前述した通りである。外国人男子の55%、女子の30%がほとんど日本語の読み書きができないとの回答が得られている⁽¹⁵⁾。そうしたことが原因で、日本語が話せなくてはならない詐欺などの知能犯ではなく、言葉が稚拙でも実行できる窃盗犯が多いという現象につながっているものとみられる。こうした状況の解決策としては、警察当局や入国管理局など法治国家としての取り締まり機関の役割が期待されていることは言うまでもないが、やはり子どものころからの教育に焦点を当てることも忘れてはならないだろう。以下、先進事例として子どもの教育に注目してみたい。

【6】 多文化共生社会を構築した先進事例

§1、横浜市にみる公立学校における多文化共生事例

【5】で論じた犯罪白書でも指摘しているような、社会全体で外国人犯罪者を受け入れる必要があることは言うまでもないが、そうした取り組みは子どもの頃から意識づけを行う必要があるものと思われる。そうした考えこそ、どのような立場の人間でも、法の下では平等であることを意識することにつながるからである。例えば、横浜市は人口300万人規模の全国最大の政令指定都市である。同市には外国人児童生徒および日本国籍を有する外国につながる児童生徒を合わせると約7000人の児童生徒が該当する。そのうち、日本語指導が必要な児童生徒は約1200人とみられており、市をあげて外国人子弟に対する日本語指導や学習支援の重要性を意識して

いる⁽¹⁶⁾。

そのうち横浜市西部の泉区に位置する I 小学校は2014年度に二つの小学校が合併した児童数300人前後の小規模校である⁽¹⁷⁾。1990年代後半まで隣接する大和市にインドネシア難民定住促進センターが設置され、研修後に難民が泉区の団地に住むようになったことが、この前身の2小学校に外国人の児童が増えた理由である。現在、外国籍児童は141人で、日本国籍児童を含めると全校児童の半数が外国籍または「外国につながる児童」つまりは「外国にルーツをもつ」子どもたちということになる⁽¹⁸⁾。授業にあたっては、学級担任に加え、日本語支援教員など複数の教員による指導体制がとられているほか、2015年度から「言葉の支援が必要な児童」に対する非常勤講師が3人増え、また、市が同校に設置している日本語教室にも2人の日本語指導講師が配置されている。また、隣接する小中学校と連絡体制をとり、多文化共生に興味がある学生ボランティアと児童との交流機会を増やしている。学校と地域が一体となっていることが理解できる。

§ 2、浜松市にみる外国人学校における多文化共生事例の紹介

浜松市は2005年に周辺11市町村との合併をして、2007年に人口約82万人の政令指定都市となった。軽自動車やオートバイ、楽器など製造業が盛んな地域で、1990年の入管法改定以後、ブラジルやペルーなど南米系日系外国人が多く移り住むようになった⁽¹⁹⁾。

市内の公立小中学校には、2013年2月現在で1463人の外国人児童生徒が在籍し、市では母国語や母国の文化に触れる教室や市民ボランティアによる日本語教室を実施している。

同市で注目すべき点は、公立学校とは別に設置されている外国人学校である。南米系外国人を対象とした外国人学校は、母国のカリキュラムで授業が行われているものの、私塾扱いであることが多いが、同市にある M 校は2004年に各種学校として認可され、翌年には準学校法人として認可され現在に至っている。同校が準学校法人に認可されたことは、公的支援の

ほか、地元の民間企業などからの運営費の支援を受けられる立場に至っている。実際、認可前は市内のオフィスビルを校舎として使用していたが、現在は、浜松市と合併する以前の旧雄踏町役場の庁舎の一部を校舎として提供されている。児童生徒は4歳から18歳まで、ブラジル人とペルー人の約50人ずつが母語別に授業を受ける。日本語教師は、常勤、非常勤、ボランティアの区別はあるが計9人が指導にあっている。

例えば、2013年時点の筆者の聞き取り調査によると、同校に16歳の長男を通学させているあるブラジル人家庭の構成は父親が日系二世で、母親はブラジル人、他に保育園に通う4歳の次男という家族がいた。父親と2人の兄弟は日本語が堪能だが、母親は日常生活レベルの会話を聞くことができるが、話すのは苦手であった。このように国内在住の外国にルーツをもつ子どもの家庭では、主たる言語の違いにより会話の内容に格差が生じている。子どもは小さいうちから日本人と交流する機会が多く、日本語が堪能になる可能性が高いが、夫に連れ添ってきた日本につながりがない母親とその他の家族間でのコミュニケーションがとりにくいといった問題が生じている。

外国人が多く住む自治体や企業などにより、日本語を主たる母語としない家族に対しても日本語や日本文化習得について学習の機会を設けることが課題だが、浜松市の現状を見る限りは、多文化共生に取り組む地方自治体の先進事例と言える。

【7】 今後の課題

日本政府は外国人経営者や研究者を対象に永住権を取得しやすくするため、高い知識や技能をもつ外国人は5年間の滞在を条件としてきたが、3年未満に縮めるなどの緩和策を明らかにしている⁽²⁰⁾。これは、研究者など高い知識や技能をもつもので、移民政策とは距離を置くものであるとされる。しかし、外国人が短期滞在ですぐに帰国することを前提とせず、中

長期的に日本で生活する以上、事実上の「移民」受け入れ策ともとれる。2020年の東京五輪前後までに外国人住民が増えるとみられる日本国内において、外国につながりをもつ、あるいは「外国にルーツをもつ」子どもたちの学力を維持し、生活者として誇りと自信を持たせることが喫緊の課題である。単に外国人施策という場合、事実上の移民受け入れ策に移行すべきなのか、単に外国人子弟の補習や日本語指導などを充実させる教育行政面での限定的施策を行うべきなのかが議論になることが多いが、先行事例として挙げた地域や公立学校や外国人学校などは、多文化社会構築に向けての日本のこれからの社会の縮図に結びつく解釈できる。

確かに、今回実施した大学生と専門学校の学生の意識調査と新聞調査結果を踏まえると、若者世代から中高年世代に至るまで、事実上の移民受け入れについては、日本人自身の就職機会の低減や犯罪増加の恐れにつながるのではないかと不安の声が少なくない。

もちろん、【5】でみてきたように外国人の犯罪は、決して外国人住民の増加に比例し、急増しているわけではない。しかし、居住資格の外国人に多いとされる窃盗犯をみても、2013年中の検挙件数の内訳として「侵入窃盗」70件、「自動車盗」69件、「すり」20件となっていて、特に侵入窃盗では住宅を対象としたものが51件増加し、侵入窃盗の7割を占めているとされる⁽²¹⁾。窃盗一つみても地域住民に恐怖と不安を与えるものであり、「決して増えているわけではない」と安心していられるレベルのものではないことは言うまでもない。

正規滞在者による犯罪が増加している状況は、地下銀行や偽装結婚など犯罪インフラ事犯には外国人が深く関与しているため、新たな犯罪傾向を生み出しているのも事実である。一国民の側の意向としても捜査当局としてはこうした事情を踏まえて、積極的な取り組みを推進してもらいたいことには違いない。

しかし、大学生などの若者世代を中心に総体的にみれば、外国人や「外国にルーツをもつ人々」と「仲良くしたい」という意識が数値にも表れて

おり、移民受け入れを肯定的に考えていることは、否定できない。このため、単に犯罪防止の観点だけでなく、社会的な外国人の受け入れ策を検討する必要がある。

その前提として、少子高齢化や人口減少時代において、移民受け入れ問題を考えざるを得ない状況が喫緊の課題として迫っている。地方が消滅する恐れがあるとまで問題提起される中、前述したような横浜市や浜松市の事例は、外国人や外国にルーツをもつ人々を地方都市に受け入れる先進事例として地方創生の側面を構成すると言える。また、今後の社会を担う若者たちに「移民」受け入れについて肯定論が強く浮き彫りになっていることは、地方都市に外国人集住都市が増え、人口増加に結びつくきっかけになるとも言える⁽²²⁾。

しかしながら、外国人集住都市会議は、もともとは「ニュー・カマー」との共生社会をめざすことが目的とされており、現在でも製造業が盛んな地域の参加が多いため、東京など都市部ほどは多国籍化が進んでいないが、今後は「ニュー・カマー」だけにこだわらない主旨で外国人や「外国にルーツをもつ」人々に対する視点の変更も必要と考える。

地方自治体の動きに対し、国や政府は「移民」については一切、言及していないものの、例えば、与党・自民党政務調査会の労働力確保に関する特命委員会が2016年5月に出した提言の中では、「移民」を「入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは『移民』にはあたらない」と定義づけている⁽²³⁾。一方、「移民政策と誤解されないように配慮しつつ、(中略) 必要性がある分野については個別に精査した上で就労目的の在留資格を付与して受入れを進めていくべきである」としている。さらに、「国家戦略としても人口が減少する中で、我が国の活力を維持するためには、外国人に今以上に活躍していただくことが必要であり、そのような観点から、現在の外国人労働者数(90.8万人)を倍増しても対応できる制度を構築すべきである」と外国人受入れに前向きな方針を具体的な数値目標を掲げて明言している事実がある。

ここで忘れてはならないのは、一日も早く日本の一員となる外国人を、日本人と同じような当たり前の存在として地域社会に受け入れ、必要な保護と支援を保障することである。合わせて、彼等には責任ある行動を求め、そのかわりに子弟の教育を含め、能力発揮の実現の機会を提供することが求められるという意見に同感できる⁽²⁴⁾。要するに、社会的責任を果たしてもらうことは当然、法律の遵守も含まれるのである。その一方で、一国の一員となる人々に対しては、日本語習得など教育の機会は平等に保障するという「ギブアンドテイク」の考え方が必要となるのではないだろうか。

多文化共生社会は一朝一夕にできるものではない。それを実現するために、当面の間は、すでに日本に滞在している外国人の力を借りることが提言されていることに注視したい⁽²⁵⁾。しかし、一方で政治や行政の立場からは「外国にルーツをもつ」人々との共生社会を作り上げる意識が盛り上がる中で、法治国家である以上、刑事関連諸法や入国管理法の相次ぐ改正などの一時しのぎ的な対応で済ませることなく、今後、日本版の移民法などを作成することを視野に入れていくことなど、国全体で一歩前に踏み出す必要がある。こうした観点から多文化共生社会を構築する上での解決策について、さらなる研究を続けていきたい。

注

- (1) 内閣府「日系定住外国人施策」<http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html> (2017年3月21日閲覧)
- (2) 法務省「平成27年末現在における在留外国人数について」(2016年3月11日) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00057.html (2017年3月21日閲覧)
- (3) 前掲(2)
- (4) 東京都新宿区「新宿区 住民基本台帳の外国人住民国籍別男女別人口」(2016年12月1日) <http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000207878.pdf> (2017年3月21日閲覧)
- (5) 東京都生活文化局「(1) 東京で暮らす外国人の状況」(2015年) http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiiki_tabunka/tabunka/files/

0000000737/soan2.pdf (2017年3月21日閲覧)

- (6) 調査は2016年7月、本学法学部における「現代社会論」の授業時間において、法学、商学の両学部1年から4年生の受講生を対象に実施した。
- (7) 朝日新聞 「移民に『賛成』日本51%」2015年4月18日付、7頁
- (8) 読売新聞 「移民に反対61%」2015年8月26日付 12頁
- (9) 法務省法務総合研究所編『平成25年版犯罪白書』(2013年12月) 319-320頁
- (10) 前掲(9) 320-321頁
- (11) 前掲(9) 322頁
- (12) 前掲(9) 323頁
- (13) 細井洋子・鴨志田康弘『犯罪と社会』(2011年3月) 学文社 52-53頁
- (14) 岩男寿美子『外国人犯罪者』(2007年8月) 中央公論新社 45頁
- (15) 前掲(14) 41頁
- (16) 横浜市教育委員会『ようこそ横浜の学校へ I、日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引き 平成26年4月改訂版』によると、2010年から2013年の横浜市中期4か年計画では「国際交流・多文化共生の推進」を基本施策の一つとして挙げ、「日本語学習支援」を主な事業の一つに掲げている。また、市教育委員会は「横浜市教育振興基本計画」の重点施策の一つとして、日本語指導が必要な児童生徒の学校への適応や学習の支援策を掲げている。
- (17) 同校HP <http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/es/iidakitaicho/information.html> (2017年3月21日閲覧) および、2つの小学校の合併前の状況については、山脇啓造・横浜市立いちょう小学校編、『多文化共生の学校づくり—横浜市立いちょう小学校の挑戦—』(2005年、明石書店)を参照。
- (18) 前掲(16)の「手引」では、在日の外国籍の児童生徒を「外国人児童生徒」と表現するのと区別し、「国籍は日本でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方またはどちらか一方が外国籍である児童生徒など様々な形で外国につながる児童生徒を総括した呼び方」としている。
- (19) 浜松国際交流協会のHPによると、2017年4月現在、ブラジル人が8667人で最多で、次いでフィリピン、中国、ベトナム、ペルーの順で外国人住民が計2万1842人いることがわかる。
- (20) 日本経済新聞「永住権緩和で人材誘致」2016年4月16日付1頁
- (21) 比留間一弥「来日外国人犯罪の現状」『KEISATSU KORON』(2014年7月) 立花書房18-26頁
- (22) 外国人が多く住む地域を対象として、外国人集住都市会議が2001年から毎年開催されている。現在の参加都市は、「外国人集住都市会議—多文化共

生社会をめざして一」<http://www.shujutoshi.jp/member/index.htm> (2017年3月21日閲覧)によると、群馬県太田市、大泉町、長野県上田市、飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、愛知県豊橋市、豊田市、小牧市、三重県津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、滋賀県長浜市、甲賀市、岡山县総社市、(オブザーバー)愛知県蒲郡市、新城市の25都市である。

- (23) 自由民主党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会「『共生の時代』に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方」(2016年5月24日) http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132325_1.pdf (2017年3月21日閲覧)
- (24) 前掲 (14) 216頁
- (25) 前掲 (14) 217頁